

## 川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の連名申請に係る事務処理要領

(補助上限額)

### 第4条第2項関係

- 1 連名申請を行う場合、各自主防災組織ごとに補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）を算出し、各々の補助限度額を合算した額を連名申請における補助限度額とする。
- 2 各自主防災組織ごとの補助限度額の算出に当たっては、組織割及び世帯割の別に算出することとする。
- 3 前項に規定する自主防災組織ごとの組織割の額は、要綱第4条第1項第1号に掲げる額を、連名申請を行う自主防災組織の数で除した額（以下「組織割均等額」とする。ただし、複数回の申請を行う場合で、組織割均等額と、当該申請以外の申請に係る既に組織割の分として補助を受けた額及び受ける予定の額（以下「他申請の補助割当額」という。）の合計が、同号の額を超えることとなる場合は、同号の額から、他申請の補助割当額を減じた額とする。
- 4 連名申請を行う1の自主防災組織が、前項ただし書きに該当する場合には、当該自主防災組織の組織割均等額及び他申請の補助割当額の合計から、要綱第4条第1項第1号に掲げる額を減じた額を、連名申請を行う他の自主防災組織（以下「組織割加算組織」という。）の数で除した額（以下「組織割超過割振額」という。）について、組織割加算組織の組織割均等額に加えるものとする。
- 5 前項の規定は、組織割加算組織の組織割均等額と、当該組織の他申請の補助割当額の合計が、同号に掲げる額を超えることとなる場合の組織割の算出について準用する。
- 6 第2項の世帯割の額は、要綱第4条第1項第2号の規定により算出する額とする。ただし、複数回の申請を行う場合には、当該額から既に世帯割分として補助を受けた額及び受ける予定の額の合計を減じた額とする。

(申請)

## 第5条関係

- 1 補助金の交付申請は、単独で行う申請（以下「単独申請」という。）であるか連名申請であるかにかかわらず、同一年度内に複数回行うことができる。
- 2 1の自主防災組織が、同一の申請期間に単独申請と連名申請を行う場合、補助限度額からの補助割当額の消化については、連名申請を先に行うこととする。
- 3 1の自主防災組織が、同一の申請期間に複数の連名申請を行う場合、補助限度額からの補助割当額の消化については、防災資器材の購入に要する費用が低い申請から先に行うこととする。
- 4 連名申請を行う各自主防災組織の所在する区が2以上となる場合には、各区の申請期間、予算等の調整が必要となることから、事前に各区に相談するものとし、連名申請に当たっての支障がない場合に限り、申請できるものとする。
- 5 連名申請に当たっては、原則、代表自主防災組織が当該申請に係る書類作成、提出、連絡等を担当する。

(補助割当額)

## 第6条第1項及び第10条第1項関係

- 1 連名申請の場合の各自主防災組織の交付決定額又は交付確定額（以下「補助割当額」という。）は、防災資器材の購入に要する費用の2分の1の額を、連名申請を行う各自主防災組織の世帯数に応じて配分した額以下とする。
- 2 前項の規定により算出した補助割当額が、補助限度額を超過する場合には、当該自主防災組織の補助割当額は補助限度額と同額とし、超過した補助割当額については、連名申請を行う他の自主防災組織（以下「補助割当超過額加算組織」という。）の世帯数に応じて算出した額を、補助割当超過額加算組織の補助割当額に加えるものとする。
- 3 前項の規定は、補助割当超過額加算組織の補助割当額が、補助限度額を超過する場合の、補助割当額の算出について準用する。

- 4 各自主防災組織の補助割当額は、当該自主防災組織の補助限度額の組織割、世帯割の順に消化するものとする。
- 5 各自主防災組織の補助割当額の算出において、1円未満の端数は切り捨てることとする。

(補助金の交付)

#### 第11条関係

- 1 連名申請の場合の各自主防災組織への交付額は、要綱第10条第1項の交付額の確定の際に算出した補助割当額とする。
- 2 連名申請の場合の補助金の交付及び請求は、連名申請を行う自主防災組織ごとに手続を行うものとする。

#### その他

- 1 連名申請を行う各自主防災組織の所在する区が2以上となる場合には、代表自主防災組織が所属する区において申請の受付、交付決定、交付額の確定、支出等の事務を担当することとし、代表自主防災組織以外の自主防災組織が所属する区が協力することとする。
- 2 前項の場合において、必要に応じ、各自主防災組織の補助割当額を基礎として、区間で予算調整を行うこととする。

附 則 (平成28年3月31日27川総危第1450号)

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

## 制 定 理 由

川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付制度において、近隣の複数の自主防災組織が連名で申請することを可能とすることから、詳細の取扱いを定めるため、この事務処理要領を制定するものである。